

# 財政健全化判断比率

## 平成21年度 西原町健全化判断比率の報告

財政健全化法による自治体の財政の状況を判断する指標である。健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率)は、いずれも「早期健全化基準」を下回っている。

健全化判断比率	平成21年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	-	14.53%	※実質赤字なし
② 連結実質赤字比率	-	19.53%	※連結実質赤字なし
③ 実質公債費比率	10.5%	25.00%	
④ 将来負担比率	78.6%	350.00%	

※ ①・②とも黒字で、赤字比率が算定されないため「-」と表示しています。  
※ 基準を超えた場合は、「健全化計画」を策定して財政の健全化を図らなければならない。

## 平成21年度 西原町公営企業会計資金不足比率の報告

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業は無いため「経営健全化基準」を下回っている。

会計区分	平成21年度	経営健全化基準	備考
西原町水道事業会計	-	20.00%	※資金不足なし
西原町公共下水道事業特別会計	-	20.00%	※資金不足なし
西原町土地区画整理事業特別会計	-	20.00%	※資金不足なし

※すべての会計とも黒字で資金不足比率が算定されないため「-」表示としています。

### 用語解説

#### 【早期健全化基準】

基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

#### 【実質赤字比率】

一般会計等の赤字の程度を指標化して示すものです。

#### 【連結実質赤字比率】

すべての会計における赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化して示すものです。

#### 【実質公債費比率】

借金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化して示すものです。

#### 【将来負担比率】

地方公共団体の地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等を指標化し、将来財政を圧迫する可能性を示すものです。

# 国民健康保険税条例 町の決まり (条例) の一部改正

## (保険税の減免)

### なぜ改正するの？

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴って75歳に到達する者が被用者保険から被用者本人が後期高齢者医療に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者にかかる保険料については、資格取得から2年間だった後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置が当分の間(後期高齢者医療制度の廃止までの間)継続することになったため。



# 後期高齢者医療に関する条例 の一部改正

## 条文を追加する

### (過誤納に係る納付金の還付又は充当)

### (還付加算金)

### なぜ改正するの？

平成20年の制度施行当初において沖縄県後期高齢者医療広域連合の条例及び市町村条例に定めがなかったため、今回、過誤納に係る納付金の還付又は充当及び還付加算金の規定を整備するため。



## 工事請負契約

兼久仲伊保線道路整備工事 (小那覇地内)

契約金額: 6,982万5千円

契約の相手: 金秀建設(株) (那覇市)

契約の方法: 町内業者8社  
町外業者2社による指名競争入札

施工期間: 平成22年9月30日～平成23年2月10日

